

経済政策としての制度改革

—公共選択論・履歴現象・インセンティブ設計の視点からの問題提起—

今 岡 日 出 紀

はじめに

1. 公共選択論と制度改革
2. 履歴現象と経路依存均衡
3. インセンティブ設計と制度改革
4. 結論に代えて

はじめに

経済政策の伝統的経済学による分析では、まず一般均衡の枠組が出発点になっている。政策変数を含む一組の外生変数が与えられたときに成立する内生変数のユニークな均衡点が存在する。このとき外生変数である政策変数が政策的に変更されるときに、これが均衡点に与える影響を比較静学または比較動学の手法で把握、分析して、さらにこの影響を経済厚生の変化という観点から評価するというのが、伝統的経済政策論の方法であった。

このような経済政策の伝統的分析では、その枠組の構成に関して相当強い仮定がおかれていることを認めざるを得ない。まず第1に、経済政策の策定における政治過程が一切捨象されていることである。ここでは従って、政府は経済顧問ないしは経済学者による政策提言をそのまま実施する中立的な存在、あるいは社会的厚生ないし公益の最大化を目指す公正無私な慈悲深い独裁者のような存在として仮定されている。公共選択論の観点からは、しかし、民主主義政治制度のもとでの集成的意思決定過程では、政治的市場における有権者や企業の需要行動と政治家や官僚の供給行動のあいまった結果として公共政策が決定されるのであり、政府はこのような政治過程から独立な存在ではありえないことが指摘されている。公共選択論では、政治の経済学こそが分析の枠組であり、各個人が1人として数えられる民主主義社会において、その成員全てにかかわる集成的意思決定過程を方法論的個人主義¹⁾の手法で分析すべきことが主張されている。

伝統的な経済政策の経済分析ではまた、一般均衡は特定の制度的枠組のもとで成立するものと考えられており、均衡の変化が制度に影響を与える過程は分析対象とされていない。ましてや、制度変化自体が経済政策の分析対象となるような、制度変化と合理的利己的経済主体の行動とが相互に影響を与え合うような動的過程は経済分析の対象となつてこなかったし、従って、また経済政策分析の対象にもなつてこなかった。しかし1990年代以降のデフレ対策としてのマクロ経済政策をめぐる議論のなかでさえも、「改革なくして成長なし」という政策的主張が、伝統的財政政策に対抗してなされているのである。その他に

も、金融契約、組織における会計制度や権限配分、人事制度、競争政策、環境規制、垂直的取引、診療報酬、地方分権、所得分配、政治過程、企業の不法行為と情報開示といった多岐にわたる分野におけるインセンティブの問題と、それを解消するための制度設計の問題が提起されるようになってきた²⁾。つまり制度分析、および、制度変化が経済政策分析の重要な対象となってきたのである。

制度分析ないしは制度変化の分析が経済政策分析の重要な構成要素になるのに関連して、2つの重要な問題が提起される。その一つは、履歴現象(hysteresis)である。特定の経済制度に体化している埋没費用(sunk cost)は、経済現象の非対称性をもたらす。たとえば、市況が悪化し鉄鋼メーカーがひとたび溶鉱炉の火を消せば、再びこの火を灯すことは極めて難しいが、これが経済現象の非対称性であり、これは埋没費用の存在によって説明されることになる。つまり履歴現象は複数均衡の一種で、選ばれる長期均衡が経済の初期時点の状態(歴史)によって異なる現象として定義される。また、履歴現象は経済現象の非対称性を記述する上で有用な用具となるが、これを引き起す要因は、一度支出すると容易に回収できない固定費用、すなわち埋没費用である。この埋没費用の存在は、制度変革に際しての既存の制度の粘着性を説明するし、経済の均衡の経路依存性という問題を提起することになる。

制度の設定、制度の変革を経済政策の対象とする場合、インセンティブ設計の問題が重要な課題として提起されることになる。伝統的な経済学が描く完全競争市場では、利己的に行動する家計や企業といった経済主体の自由放任により、「見えざる手」を通じて社会的にも望ましい効率的な資源配分が達成される。つまり厚生経済学の第一命題が達成されるのだが、それ故に、インセンティブ(誘因)は明示的に考察される必要がなかった。しかし、外部性、少数主体間の関係、非対称情報などの要因によって、利己的な経済主体の自由な取引に委ねても社会的に望ましい状態にたどりつく保証がないことが明らかになった。したがって社会全体からみて望ましくない結果に導くインセンティブス(incentives)を明らかにし、適切なインセンティブを設計するという問題が重要になってくる。

本稿では、制度の新設・改革を主たる内容とする経済政策を、その策定、運用の政治過程の分析をも含む形で論ずる分野を対象とし、そこでの主要な論点を論ずることにする。公共選択論、履歴現象、インセンティブ設計がここで取りあげる主な論点である。

1. 公共選択論と制度改革

伝統的経済学では、各経済主体が市場で与えられる価格情報をもとにそれぞれの制約の下で各自の利益の最大化を目指して合理的に行動する場としての市場での取引過程を、中心的な分析対象としてきた。そして、(1)市場機構がもたらす経済状態がいかなるものか、またどのようにしてその経済状態が生ずるのかという実証的分析だけでなく、(2)その状態がパレート基準に照して果して望ましいのかどうかという規範的分析をも、伝統的経済学は扱ってきた。

政策論は各経済主体が価格受容者(price-taker)であり、主体間に情報の対称性の条件が満たされている完全競争市場では、市場均衡はパレート最適であるという厚生経済学の第一命題を出発点とする。パレート最適な資源配分が市場均衡では達成できない場合を「市場の失敗(market failure)」とし、さらに市場均衡が所得分配の平等を保証しないこ

とをも論拠として、政府が市場に介入することが正当化され、これが公共政策であるとされてきた。伝統的経済学の枠内における経済政策は、常にパレート最適性という基準に照して評価されてきたと言えるであろう。

この伝統的経済学においては、政府は社会的厚生ないしは公益の最大化を目指す、公正無私な慈悲深い中立的な存在と想定されてきた。しかし現実の世界では、政府が政治過程において中立的な存在ではありえないし、政府の経済活動を決める政治的決定は、市場で私的利益を追求している個人が自らの選好に基づいて行う選択行動と同様の原理に従ってなされるのである。

伝統的な新古典派経済学の枠組のなかで、この公正無私な慈悲深い中立的な存在としての政府という想定にまず挑戦したのが、レントシーキングの理論である³⁾。政策によって人為的に作り出されたレントを獲得するために利己的な合理的主体は競争することになるが、このレント獲得競争に注入された資源は社会的に有用な何物をも作り出さず、社会の生産可能性フロンティアの内側で生産が行われることになる。レントシーキングの理論では、利己的な合理的主体が政府の市場介入によって造り出されたレント獲得をめぐる競争努力を行うことによる資源の浪費を強調する。一方で、利己的合理的主体から成る利益集団の働きかけに応じて、政府の市場への介入の度合いも内生的に決定されることが示されている。つまりここでは、政府は政治過程において中立的ではなく、利益集団の働きかけに応じて利益集団のために働く主体であることが想定されているのである。レントシーキングの理論の枠組は、政策としての制度改革を主題とする本稿にとって極めて興味あるアプローチではあるが、自由化ないしは政策的介入の廃止のみが政策となることを主張しているという意味で、いささか視野が狭い嫌いがあるといえるだろう。

伝統的な経済学の枠組のなかで、最近しきりに「政府の失敗 (government failure)」が言及されている⁴⁾。伝統的経済学における「市場の失敗」を解消すべき経済政策の発動も、政府の失敗のコストよりも市場の失敗のコストの方が大きいときに限って肯定されることになる。

この「政府の失敗」は、政府の活動をも含む非市場活動に対する需要と供給の特性、および、需給均衡の特性から発生するものと考えられている⁵⁾。政府の失敗の源泉のまず第1は、非市場活動の展開のために徴収される収入と非市場活動を供給するためのコストが乖離していることによる。第2の源泉は、非市場活動に対する市場が存在しないことから、市場メカニズムによる非市場活動主体の目標設定ができず、当該主体の目標設定が主体自身によって内部的に設定されるを得ず、目標設定が主体の都合の良いように設定されるために起きると考えられている。第3の政府の失敗の源泉は、政府を含む非市場活動主体が市場に介入することによって発生する、予想外の外部効果（誘発された外部性）による。第4の政府の失敗は、政府または非市場による市場介入がもたらす分配上の不均等に起因するものとされている。

以上から明らかなように、「政府の失敗」は政治過程における政府の行動によって発生するというよりも、政府を含む非市場主体の活動の本来的特質といったものに起因していると言えるだろう。本稿の目的に照して言えば、市場の失敗による社会的コストの発生を指摘するだけでは、政府が市場に介入することは肯定されず、政府の失敗のコストと市場の失敗のコストを比較することによってのみ政策の発動の可否が判断されるという命題

こそは有用である。

さて、公共選択論からする問題提起に論点を移すことにしよう。結論を先取りして言えば、公共選択の結果もたらされる「政治の失敗」⁶⁾を克服するために、社会の基本ルール、ないし基本法に含まれている諸制度をいかに改革したらよいかを示唆するのが、公共選択論から出てくる政策としての制度改革である。この結論についてもう少し立ち入って論じていきたい。

公共選択論は、各個人が1人として数えられる民主主義社会において、その成員のすべてにかかわる集合的意思決定過程を分析する経済学であるとされるが、この社会の成員すべてにかかわる集合的意思決定過程は、政治学が分析対象としてきた政治過程に他ならないので、政治過程の経済学といってもよいであろう。利己的かつ合理的に自己利益の最大化を図る行動主体を前提とする経済学的分析手法（方法論的个人主義＝すべての社会的経済現象を個々人の意識的合理的行動のあいまった結果と認識し個々人の行動仮説から経済現象を説明しようとする考え方で、広い意味での功利主義的原子論として理解されているものを政治過程に適用しているのが公共選択論に他ならない⁷⁾。

公共選択論は利己的かつ合理的主体が自己の利益を最大化するよう政治過程で行動するとき、各種の行動主体がどのような選択行動をとり、またその結果いかなる集合的意思決定がなされるのか分析する。そうした選択行動および集合的意思決定は、各個人の権利・義務や意思決定ルールを規定する社会の基本ルールないし基本法（constitution）に大きく左右されるので、この基本法そのものの分析も公共選択論に含まれることになる⁸⁾。公共選択論では、この基本法についての集合的意思決定の問題を「立憲段階（constitutional stage）」のものとして扱い、この基本的ルールのもとでの選択行動および集合的意思決定を扱うものを「立憲後段階（post-constitutional）」での分析としている。

この「立憲後段階」の選択行動および集合的意思決定の結果は、「政治の失敗（political failure）」をもたらす可能性があるが、この政治の失敗を克服するためには社会の基本ルールないしは基本法（Constitution）に含まれている諸制度を改革することが必要になってくる。横山彰（1995：16-17）では、基本法改革ないし制度改革による「政治の失敗」の克服法—憲法革命（constitutional revolution）—として次のようなものをあげている。

まず、代議制民主主義のもとで生ずる政府規模の肥大化と財政赤字に関しては、基本法を変更して均衡財政原則への復帰や政府の課税権に対する制約を行うことが提案されている。政府支出の増大はその分だけ税収の増大が必要になることから、有権者＝納税者は過大な公共サービスの供給要求をしなくなるし、均衡予算原則への復帰によって、ケインズの財政政策の政治的バイアスとして生ずる財政赤字を避けることができるものとされる。政府の課税権を制約することによって、政府の肥大化を歳入側から抑止することができ、政治家や官僚の自由裁量の範囲が限定され、一般有権者が一部の特権者の犠牲になる可能性を減じることができる。

政権担当政党や官僚が公共政策の供給者として独占的な地位にあることで生ずる政府部門の非効率に対しては、政党間および官僚間の競争を促進させる方策、公共部門の民営化ないし民間委託や規制の廃止などを行い政府活動の範囲を狭めることや、情報公開、分権

化などが考えられている。政党間の競争を促進する方策としては、公職選挙法のような選挙規程の改善、自党に有利になるよう選挙区を勝手に変更することの抑制などが（横山彰1995：17）指摘されている。また官僚間の競争の促進は、各省庁の機能・能率に応じた省庁の統廃合制度の確立などによって促進することができるものとされている。民営化や民間委託等による政府活動の縮小は、効率比較から民間部門に移管した方が効率的な分野を明らかにし、その移管を進めることで達成される。以上が、公共選択論による「政治の失敗」に対処すべき、政策メニューとしての制度改革である。本稿では、政治の失敗の発生メカニズムについては、ほとんど論じていない。政治の失敗の発生のメカニズムは、底流にある基本ルールの与え方、および、政治過程に参画する主体に与えられるインセンティブの構造に応じて多様であることから、紙幅の関係で言及できなかったためである。ここでは、Jean-Jacques Laffontによる文献『インセンティブと政治経済』（オクスフォード大学出版会、2000年）を紹介しておくにとどめたい⁹⁾。

2. 履歴現象と経路依存均衡

履歴現象は複数均衡の一種であって選ばれる長期均衡が経済の初期の状態（歴史）によって異なる現象として定義される。また、履歴現象は経済現象の非対称性を記述するうえで有用なツールとなるが、これを引き起こす要因は、一度支出すると容易に回収できない固定費、すなわち埋没費用である¹⁰⁾。このことから制度の変化は非対称的であり、制度変革を政策として実行するためには、埋没費用の性質、その大きさ等について正確に知っておくことが必要となる。

そこでまず、履歴現象の概念について説明することから始めよう。履歴現象は、物理学やその他の科学分野では良く知られた現象である。簡単な実験によってこの履歴現象を再現することができる。

鉄棒をとり出して、これの周囲に絶縁線を巻きつけるものとする。この絶縁線のなかを電流が流れるとき、この鉄棒は電磁気を帯びることになるだろう。もしこの電流の流れが停止されたとしても、磁気が完全に失われることはなく、ある程度の残存効果が残っていて、この金属の磁気は当初の磁気帯びの状況を維持することになる。つまり磁気を発生させる力が取り除かれても、状況は以前の状況に復することがないというのが、この実験によって確認された現象である。より一般的な言葉で云えば、元の環境を復元するだけでは元の状態を復元することはできない、ということである。原因（電流）は一時的に与えられたのに、それによる永続的効果（磁気帯びの鉄棒）が残っているということである。このような現象は磁気履歴現象と呼ばれている。これからの類推で、経済システムが何等かの原因で変化したとき、この変化の原因が完全に除去された後でも、この経済システムが元の均衡に復元しないとき、これを経済的履歴現象と呼ぶことにしよう。このような履歴現象が存在する経済システムの顕著な特徴としては、均衡が経路依存的であるといえる。つまり、初期条件、および、均衡に至る経路とは全く独立には、ある特定の均衡を識別することができないという意味で、均衡点が経路依存的であると言えるのである。ここで、通常の新古典派経済学における一般均衡モデルの均衡点は、均衡が安定であるかぎり、一時的ショックを与えても、初期均衡点に復することを指摘しておきたい。

電磁気の例との関係でいえば、元の場の特性を取り戻すことは可能であるが、そのため

には十分に強力な電流を必要とするということを指摘しておく必要がある。このことは、履歴現象は非可逆性とは異なっていることを意味している。非可逆性は一定の方向にのみ事態が進行して、逆転することがないことを意味するからである。一方で履歴現象を例にとれば、電磁場の変化は可逆的ではある。ただし、それは純エネルギーの損失というコストを払ってのみ可能であると云える。つまり、初期の条件に帰り、残存磁力を取り除くためには、幾らかの余分なエネルギーが必要であるということである。経済学の枠組の中で言い直せば、もし外生的変化により初期の均衡点から離れるとするならば、この外生的変数が元の値に戻ったとしても、元の均衡点に自動的に回帰するわけではなく、初期均衡点に回帰するためには余分な変化が必要とされるということである。

履歴現象はあるモデルの形式的な性質であるにすぎないので、モデルが異なればそれぞれに全く異なる経済的理由によって履歴現象が起きるだろう。一般化は容易でない。たとえば、固定調整コストを伴う動態モデルにおける履歴現象の例について考えてみよう。この場合、ミクロ経済レベルでの最適な価格調整は、不活動帯の設置によってモデル化できる。つまり、価格が不活動帯のどちらかの端を超えるときにのみ価格調整が行われ、不活動帯内での価格変化に対しては調整が行われないうのが、ここでの調整メカニズムである。このようなモデルでは、外生変数の一時的変化が、永久的変化をもたらすことになるだろう。つまり、外生的ショックが価格変化の引金をひくならば、このショックが元の状態に復したとしても、当初の価格水準が必ずしも回復できるわけではない、ということである。このように、外生変数の同じ値に対して、異なる価格水準が対応していることになる。不活動帯の期初の位置に応じて決まった現在の価格水準は、明らかに、システムの過去の履歴の結果に依存して決まっているのである。

非線形動態モデルでは、多様な形式的特徴をもった広範囲の場合において、履歴現象が生成されるのが普通である。たとえば、上の例のように、不活動帯に非連続性があるときとか、または、正と負のショックに対して異なった反応を示すという意味での、行動において非対称性があるようなときに、履歴現象が生成されるのである。一方で、線形モデルにおいて履歴現象が起きるのだろうか、と問うてみることはできる。この場合には、履歴現象が起きるためのきわめて正確な条件を定式化できる。つまり、履歴現象は、モデルのパラメーターの値に点制約を課すときにのみ発生するのである。離散時間表示の、次のような動態的線形モデルについて考えてみよう。

$$Y_t = dY_{t-1} + X_t$$

ただし、 Y_t = 内生変数、 X_t = 外生変数である。

もし $d \neq 1$ であれば、標準的な非履歴の場合である。

このモデルでは、 $Y_t = Y_{t-1} = Y^*$ によって定義される定常均衡は、下のようになる。

$$Y^* = \frac{X^*}{(1-d)}$$

ただし、 X^* = 変数 X の定常値を示す。

この場合、 Y^* はユニークで、また、外生変数 X が経過した経路とは独立の関係にある。というのは、均衡点の決定に際しては、 X の定常均衡値、 X^* のみが問題であるからである。安定条件、 $|d| < 1$ が満たされているならば、このシステムは時間の経過に伴って、ユニークな定常均衡に収斂するのである。

差分方程式によって定式化された動的システムで履歴現象が起きるのは、この差分方程式体系が1つ以上のユニット ルート (unit root) をもっているときだけである。我々の一階の差分方程式のケースでは、 $d = 1$ であるときに履歴現象が発生する。そして、 $t \rightarrow \infty$ につれて $X_t \rightarrow 0$ であるという解の存在条件が満たされているとするならば、方程式の解は、

$$Y^* = Y_0 + \sum_{i=0}^{\infty} X_i$$

となる。上式から明らかなように、この場合の定常均衡値、 Y^* はユニークではなく、また、 X_t の過去の経路に依存しているのである。この解によってまた、 X の一時的変化が Y に対して永続的なインパクトを与えるであろうことをも示しているのである。

履歴現象は、伝統的な均衡概念よりも曖昧な、または緩やかな均衡の概念を示している。原理的に、均衡点は、現実の経路と独立でないことから、決定されないことになる。つまり、変数の全歴史が関係していて、また、いかなる結果も一または少なくとも広範囲な結果が一可能であるということである。基礎的諸条件が完全に定式化されているにもかかわらずユニークな均衡点を決めることのできないようなモデルは、比較静学分析の方法に対して重大な問題を投げかけることになる。というのは、何らかの特定の変化に対するこのモデルのシステムとしての反応がどのようなものなのか知ることができないからである。しかしながらこの問題は、多元均衡モデル全てにまつわる問題である。さらに、上記の線形動学モデルにおいては、均衡がとり得る値に対して何等の範囲も画されてはいない。事実、何等かの場合には、大域の履歴現象は説明不可能であるように見えるだろう。失業との関連でいえば、現実の失業に適当な経路を与えれば、失業の均衡レベルはいかなる値でもとり得るということが含意されていることになるのである。しかしながら、履歴効果に対して、ある有限な値の範囲でその特性が保持されるといったような制限を課すことはできるし、たとえば線形モデルは、局所的履歴現象を具備したモデルに対して、一定値の範囲内で線形近似したものとして考えることができるのである。

履歴現象という言葉は、時には上で与えたように正確に定義されて用いられているわけではない。ヨーロッパにおける失業についての議論では¹¹⁾、履歴現象という言葉は、現在の失業が過去の失業に高度に依存している状況を描くものとして使われているのである。つまり、失業の強固な持続性、および、ショックが失業に与えている永続的な効果といったものを叙述する言葉として用いられているのである。実際には、履歴現象と持続性の間には余り顕著な差異がないというのが実情である。つまり、履歴現象とは、システムがその方向に収斂するその構造そのものが変化することを意味する。一方で持続性とは、システムがある普遍的な均衡に向かって収斂していくそのスピードに言及している言葉である。しかし2つの言葉が互換的に用いられているということは、履歴現象と持続性との間の区

別は重要であるとは考えられていなくて、程度の差ほどの差異しかないことを示唆しているといえるだろう。

ここで、埋没費用が履歴現象、つまり経済の非対称性の出現にどのように関わっているのか、モデルによって示すことにしよう¹²⁾。市況が悪化し鉄鋼メーカーが一度溶鉱炉の火を消せば、再びこの火を灯すことは極めて難しいという例を借りることにしたい。

今、この鉄鋼メーカーが溶鉱炉を稼働させておけば每期確実に X だけの収益があがるものとする。この溶鉱炉を一旦止めて再び稼働させるためには、 S だけの埋没費用が必要になるものとしよう。 r は利子率を示しているものとする、現在止められている溶鉱炉が再稼働した場合に得られるであろう収益の割引現在価値 (=DCV) は次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{DCV} &= \sum_{t=1}^{\infty} \frac{X}{(1+r)^t} = \frac{1}{1+r} \sum_{t=0}^{\infty} \frac{X}{(1+r)^t} \\ &= \left(\frac{1}{(1+r)} \right) \left(\frac{1}{1 - \frac{1}{1+r}} \right) X \\ &= \left(\frac{1}{1+r} \right) \left(\frac{1+r}{r} \right) X \\ &= \frac{X}{r} \end{aligned}$$

従って、この溶鉱炉が再稼働されるためには、

$$X/r > S$$

という条件が満たされている必要がある。このことから、最初に溶鉱炉が止まっている時の、最適な意思決定のもとでの利潤の割引現在価値は、

$$-\infty < X < rS \quad \text{に対して} \quad \text{DCV} = 0$$

$$rS \leq X \quad \text{に対して} \quad \text{DCV} = X/r - S$$

となり、図1の $X = r \cdot S$ で折れ曲がる II 線のように描かれている。一方、現時点で溶鉱炉に火が入っている状況では、利潤の現在価値は、

$$X \leq 0 \quad \text{であるのに対しては} \quad \text{DCV} = 0$$

$$X > 0 \quad \text{であるのに対しては} \quad \text{DCV} = X/r$$

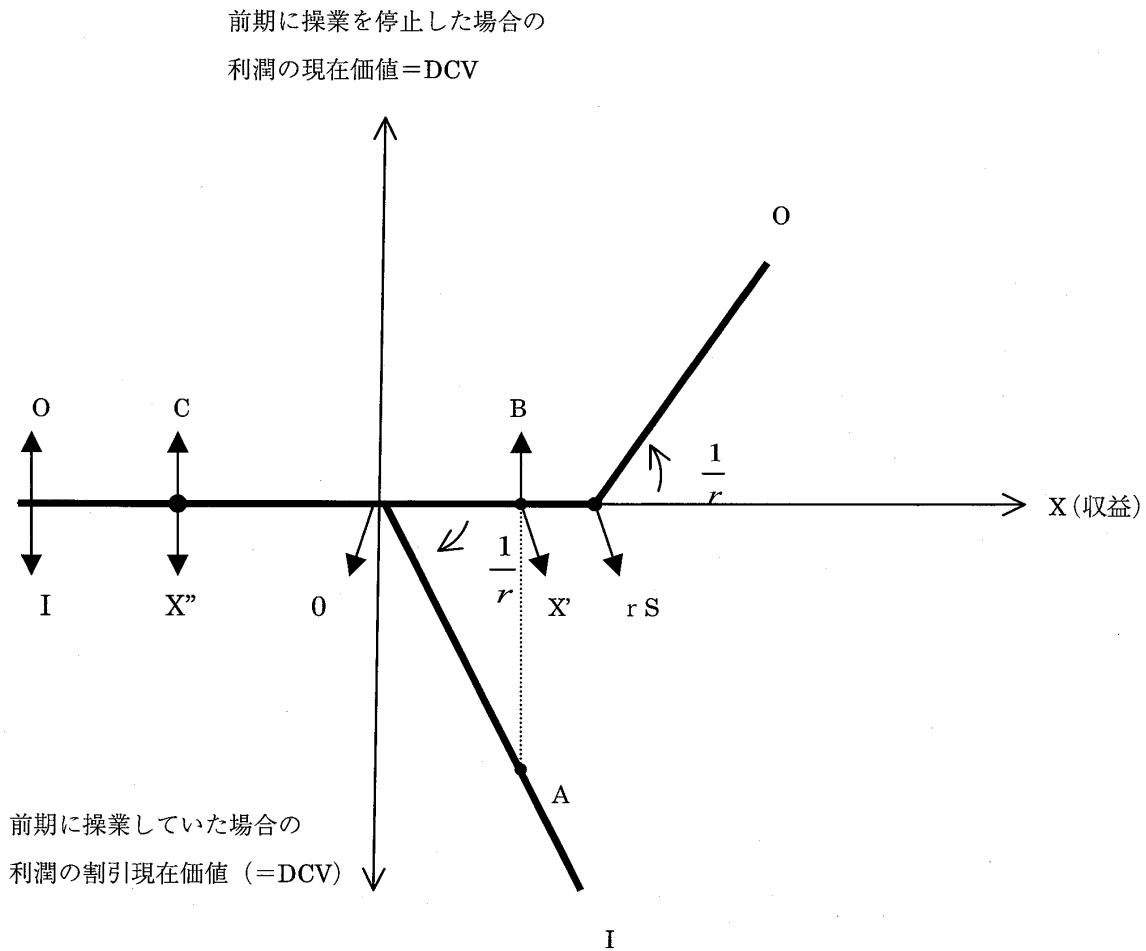
となる。 $X > 0$ であるかぎり溶鉱炉の操業を続けることが最適であるから、利潤の割引現在価値 (=DCV) は図1の原点0で折れ曲がる II 曲線となる ($X \leq 0$ のときは $\text{DCV} = 0$ である)。

ここで注意すべきは、

$$0 \leq X \leq rS$$

の間にあるときである。図1の点 A、B がこれにあたるが、どちらの点ともこれ以降溶鉱炉の状態を変える動機がないという意味では長期均衡点である。前期以来操業している状況のもとで、点 A でも現在の状態を変える動機がない。前期以来操業を停止している状

図1 決定論的な履歴現象



出所. 大瀧雅之(1997)、P.78、図2-1

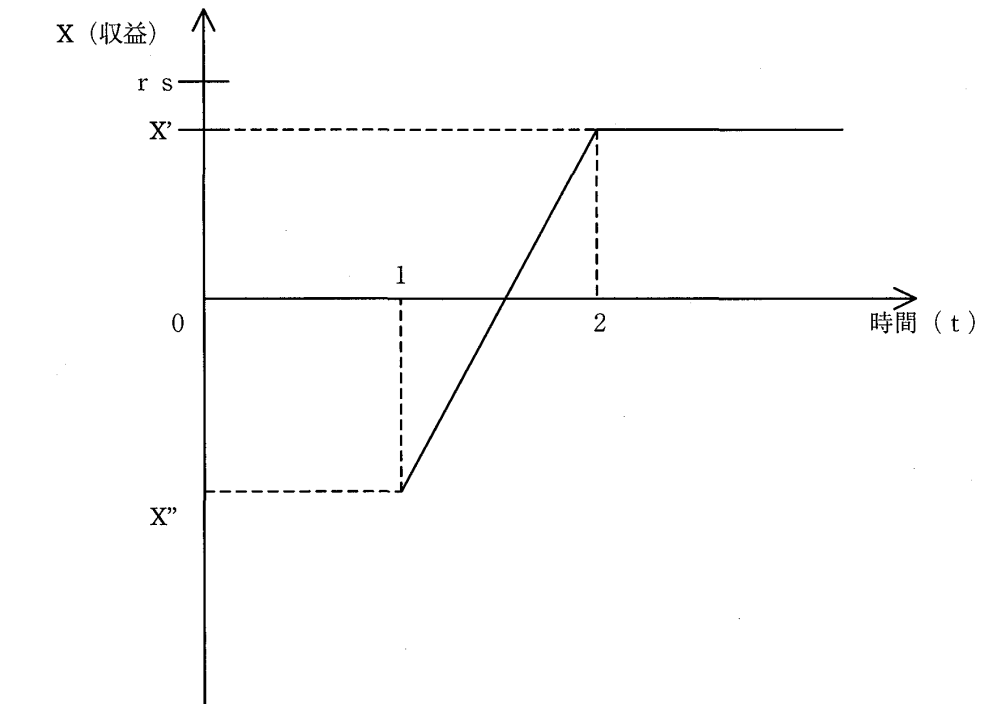
況のもとで利潤の割引現在価値がゼロであることから、点Bでも現在の状況を変える動機がない。つまりこのA点またはB点のどれが選ばれるかは、現在まで溶鉱炉がどのような状況におかれているかによって一意的に決定されることになる。この例が示すように、埋没費用によって履歴現象が生起することになる。

この履歴現象が経済現象の非対称性を記述していることを次に示すことにしよう。現在、溶鉱炉が稼動状態にあるものとしよう。そして、図2におけるように、予期されない恒常的な市況の変化が二度続けて起きたものと想定しよう。第1期において収益が負になることから（図2を参照）、この鉄鋼メーカーは溶鉱炉を止めてしまうことになるだろう。

これは図1において、II線上の点Aから点Cへの動きに対応している。そして、第2期に再び予想に反して市況が回復しそれ以降の収益が0期の水準に戻ったとしても（図2において）、溶鉱炉の再稼動の費用Sを上回るほどのものでないから、溶鉱炉に火が入って操業が再開されることはないことになる。これが図1での点Cから点Bへの動きに対応していることになる。以上の例から明らかなように、企業を取り巻く環境が以前に復したにもかかわらず、企業の行動は異なるという、非対称が発生しているのである。

ここで注意すべきなのは、履歴現象は非対称性を示すものであって、非可逆性(irreversibility)を示すものではないということである。収益Xが十分に大きくなって、

図2 収益の時間的変化



出所. 大瀧雅之 (1997)、P79、図2-2

$X > rS$ となるようになれば、この企業は操業を開始することになるだろう。このように一度操業を停止すればいかなる場合でも操業を再開することはない、という意味での非可逆性は存在しないのである。

以上から明らかなように、履歴現象は特定の社会事象を描写するというよりも、一般的に非対称性を示す現象を描写する概念であるにすぎない。従って個別の事象の分析に際しては、その事象に体化されている埋没費用を発生させるメカニズムを探し出して分析することが必要であるので、制度改革の分析においてこの概念を用いる場合にも、上記のような個別の分析が必要である。本稿ではこのような個別分析に立ち入る余裕はないので、本概念を用いた分析事例を紹介するにとどめたい。

日本経済において雇用の安定が保証されているのは、教育投資が埋没費用として作用し、そこで育成された技術が陳腐化しやすく、継続的な勤務によって初めて維持されているという特徴によって説明されることが主張されている¹³⁾。この研究では、日本における企業内教育は、戦後の急激な技術導入の必要度が高いなかでは、欧米各国の企業に比してはるかに重要な意味をもっていた。また、1970年代以降の企業内教育に基づく技術革新は、日本の主要産業の「国際競争力」を保つ上で大きな役割を担ってきた。ところでこのような人的資源への投資によって獲得される技術は参入・退出障壁を形成する。すなわち労働者の保有する技術・能力の育成には、多額の教育費用が必要とされる反面、ひとたび離職すると早晩陳腐化してしまう性質がある。言い換えれば、職に留まり続けることで初めて技術・能力水準を維持できるという反面が強調される。そして、日本における労働者の技術は特に陳腐化の速度が速く、埋没費用として作用し易いことが強調されているのである。

その他の分野でも履歴現象の概念が分析に用いられている。消費行動の理論にも履歴現

象が導入されたと指摘されている¹⁴⁾。消費経験、つまり変化する価格及び所得に対する消費者による連続的調整に反応した個々人の選好構造の分析にも履歴現象の概念が適用されているということである。さらに1980年代の後半には、離散的な調整をもたらす非凸性埋没費用の概念を導入することによって、多様な分野で履歴現象が確認されている。たとえば国際経済学の分野では、外国為替市場への参入費用が埋没されているとするならば（たとえばマーケティングとか配送ネットワークへの投資という形で）、為替レートの大振幅が貿易において履歴現象を引き起こすという考え方が実証されている。一時的な為替レートの切上げは、もしこれが十分に大幅であるときには、外国企業を国内市場へ招き入れることになるであろうが、この為替レートが元の水準に復したとしても、新規参入企業の全てが当該国に存在することはないであろう。市場構造の恒久的変化は、為替レートと貿易フローとの関係を変化させるだろう。このことは、もし為替レートの変化が履歴現象の引金を引くとするならば、為替レートが元の水準に復するだけでは、この国の貿易収支が元に復することはないであろうということを示唆している。つまり、大きな一時的ショックは、均衡為替レートの変化さえももたらすということである¹⁵⁾。

3. インセンティブ設計と制度改革

インセンティブは「誘因」、「動機」、「刺激」、「報奨金」などの訳語が与えられているが、要するに「やる気を起させるもの」、「アメの期待とムチの恐れを与えて、行動へと駆り立てるもの」である¹⁶⁾。新古典派経済学が想定する完全競争市場では、利己的かつ合理的に行動する家計とか企業といった経済主体の自由放任が「見えざる手 (invisible hand)」を通して、社会的にも望ましい効率的な資源配分に導くという関係が成立するとされてきた。つまり、厚生経済学の第一命題が成立するものとされてきた。従って完全競争市場の分析においては、上で定義したインセンティブの問題は明示的に考察されることはなかったのである。つまり、家計とか企業のもつ利己的動機に基づく行動も、価格受容者として市場に参画しているかぎりにおいて、社会全体にとって望ましい状態が達成されるわけであるから、新古典派の経済学のなかではインセンティブは余り問題にされなかったのである¹⁷⁾。

しかし、外部性、少数主体間の関係、情報の非対称性などの要因によって、利己的かつ合理的な経済主体による自由な取引に委ねても、社会的に望ましい状態を達成するという保証がないことが明らかになってきた。このことから社会全体の観点からみて、望ましくない結果に導くインセンティブを明らかにし、適切なインセンティブを設計するという問題が重要になってくる¹⁸⁾。たとえば、伊藤・小佐野（2003）では、保険契約における保険料や免責条項、金融機関に対する規制の変化は、保険加入者や金融機関の行動を変化させるから、保険会社や公的当局はそのような行動の変化を予想しながら、望ましい契約内容や規制体系を設計しなければならない。

経済学における中心的課題は経済主体に上で述べた意味での良きインセンティブを与えるような制度を設計することである。

完全競争市場では、利己的かつ合理的な行動仮説により、企業による利潤の極大化と費用の最小化行動が導かれることになる。別の言い方をすれば、競争的市場からくる圧力によって、費用最小化への誘因を与えるという問題が解決されている。同様に、外生的に与えられた価格に直面している消費者達に対しては、自分の効用水準を最大化するための適

切な誘因が市場によって与えられていると考えられる。このように新古典派経済学では、インセンティブを考えることなく議論をすすめることができるのである。

しかし新古典派経済学においては、企業をブラックボックスとして扱ってきたが故に、企業の所有者が、企業の利潤最大化という目標と整合的になるように、労働者、管理者、経営者といった多様なメンバーの異なった諸目的をどのように組織化してきたのかという点に関しては、余り意識されてこなかった。企業の内部構造に注目するようになって始めて、インセンティブが経済学者の分析の中心問題となってきた。ところで企業の所有者は、企業の構成メンバーに多様な仕事を委託しなければならない。このような状況のもとでは、企業内で情報のフローを管理するという問題が出てくることになる。この情報フローの管理という問題は、不確実性のもとでの行動の研究における中心課題であった。これらの一連の研究はチームの理論の研究で最高潮に達したといえるだろう¹⁹⁾。このチームの理論では、情報は本質的に分権化された状況にあるものと認識されていたが、チームを構成するメンバーに対しては同一の目的関数を想定していたにすぎない。情報を適切に管理してチームのメンバー間の行動をどう調整していくのかを考察するのが、これらの研究における焦点であって、このように、ここでもインセンティブの問題は依然として分析の対象外に置かれたままであった。

しかし、企業を構成するメンバーが、それぞれに異なった目的をもっているのだということが認識されるようになってくると、委任という問題が重要な研究課題として提起されるようになった。この点について、アロウ²⁰⁾は次のように述べている。

“定義的に、エージェントは彼の専門的知識の故に選好されており、また、プリンシパルがエージェントによる成果を完全にチェックすることは期待できないであろう。”

ある仕事をプリンシパルがエージェントに委託する場合、このエージェントがこのプリンシパルとは異なった目的関数をもっているとすると、このエージェントについての情報が不完全であれば、問題が出てくることになる。この問題こそインセンティブ論の要点に他ならない。エージェントが異なった目的関数をもっていて「私的情報 (private information)」をもっていないときには、プリンシパルは、エージェントを完全に支配して、かつ、エージェントが委任のない世界でも自分自身で行動したいと思うように行動するような、そのような契約を実施することになるであろう。ここでも再び、インセンティブに関わる問題が消えてしまっているのである。

相矛盾する目的と分散化された情報こそ、インセンティブの理論における基本的構成要因である。経済学者が市場分析のために用いるパラダイムでは、経済主体は程度の差はあるがいずれにしても私的利益を追求するものであるとされる。これに対してインセンティブの理論によって提起されているパラダイムでは、上のような仮定が組織、小市場、および、その他の集団的意思決定の分析においても維持されているのである。このパラダイムには自ずと限界がある。社会的行動、特に小グループにおける社会的行動は複雑であるし、またここでは、文化面で繰り返し習熟してきた、また、時間をかけて進化してきた社会的行動規範といったものは、社会の形成に際して大きな役割を演ずるのは事実である。しかし、これらの文化的要因に加えて、私的インセンティブが人々の社会的行動の重要な決定要因になるというのも否定できない事実である。

インセンティブの理論の出発点は、「個人情報」を保持しているエージェントに、何ら

かの仕事を委任するときの問題である。この個人情報には、次の2つのタイプがある。つまり、まず第1に、エージェントが、プリンシパルが予想もしなかった行動をとったとき、別の言い方をすれば、モラル・ハザードまたは隠された行動のケースである。第2には、プリンシパルによって無視されているような評価または批難にかかわる私的情報をエージェントが保有しているとき、つまり逆選択または隠された知識のケースである。インセンティブの理論では、これらの個人情報がプリンシパルにとってどのような時に問題となり、またプリンシパルがこの問題に対処するにはどのような方法が最適なのか、といったことを考察することになる。もう1つのタイプの情報上の問題は、証明不可能性 (non verifiability) の問題である。つまり、プリンシパルとエージェントが事後的には同じ情報を共有はしているが、第三者および特に法廷がこの情報を認めないときに起る問題である。契約の仕様の決定に際して、この情報の証明不可能性がどの程度問題になるのかという点についても、インセンティブの理論で究明されることになる。

全ての情報が共有の知識となっているような世界では最適な資源配分が達成されるのだが、上記のような情報上の問題があることによって社会の資源配分が最適でなくなるというのが、インセンティブの理論で主張されることである。私的に情報を保有している経済主体がとる戦略的行動の故に惹起される付加的な費用は、ウィリアムソンによって強調された取引費用の一種である²¹⁾。これらの費用は取引費用の全てのタイプを網羅しているわけではない。しかし経済学においては過去30年余りに亘って、このタイプのコストを分析し、モデル化し、このタイプのコストが資源配分に対して課している制約といったものの理解がすすめられてきた。これらの研究から、経済活動が成功裡にすすめられるのに適切な制度設計は、想像以上に複雑であることが明らかにされているのである。

Laffont and Martimont (2002) における各章の概要によって、インセンティブの理論での主要な分析視点を示すことにしよう。まず、逆選択を内包したプリンシパル=エージェント・モデルにおいて起きる、レントの抽出と効率との間のトレードオフ関係の基本構造が示されている。次の章では、この枠組をもっと複雑な枠組へと拡張している。そして次の章ではさらに、モラル・ハザードのもとにおける2つのタイプのエージェント間衝突を示している。第1のタイプは、有限負債レントの抽出と効率との間のトレードオフ関係であり、第2のタイプは、保険と効率との間のトレードオフ関係である。この基本的枠組の拡張が次の章で論じられている。次の第6章では、経済的歪みを必ずしも伴うものではない、立証不可能性 (nonverifiability) パラダイムについて考察され、逆選択、モラル・ハザード、立証不可能性を混合したパラダイムが提示されている。第8章では、逆選択とモラル・ハザードを組み込んだプリンシパル=エージェント・モデルが、参加制約 (participation constraints) のない動態モデルに拡張されている。

インセンティブ設計の理論はきわめて抽象的であるが、幅広い応用可能性をもっている。伊藤・小佐野 (2003) の章別構成を示すことによって、制度変革へのインセンティブ設計の理論の応用可能性の範囲を示すことにしよう。

内 容

序章 インセンティブ設計の経済学

第2章 金融分析と契約理論

- 第3章 測定コストと会計研究
- 第4章 組織における権限配分とモニタリング
- 第5章 人事の経済学：昇進のインセンティブ効果とピーターの法則
- 第6章 流通の経済分析：販売契約と垂直的取引制限
- 第7章 自然独占規制・競争導入政策・競争政策
- 第8章 非対称情報下の環境政策
- 第9章 企業に対する制裁メカニズム：刑事法と民法の比較の試み
- 第10章 契約理論と政治経済学
- 第11章 診療報酬契約の経済学
- 第12章 公的部門におけるソフトな予算制約問題 (Soft Budget)
- 第13章 契約構造と所得分配決定の動学メカニズム

4. 結論に代えて

制度改革に関わる3つの主題をそれぞれ独立に論じてきた。公共選択およびレントシーキング、履歴現象、インセンティブ設計が取りあげた3つの主題であった。これ等の3つの主題を統合した政策論を展開できていない憾みは残るが、経済政策論としての制度改革を論ずる際の重要な論点が提起できていれば、本稿の目的は達成されたと考えている。また、政治過程を組み込んだ経済政策論の展開、つまり公共選択論的経済政策の完成こそ筆者の最終目標であることを指摘して本稿を終わることにしたい。

付記：本紀要の査読者からは、有益なコメントおよび示唆をいただいたことを、記して感謝したい。ただし、本稿にありうべき誤り等に関しては、筆者自身が責を負っていることは勿論である。

注

- 1) 利己的かつ合理的に自己利益の最大化を図る行動主体を前提とする経済学的分析手法を経済学的方法論的個人主義の分析手法と称している。この分析手法では、全ての社会的現象を個々人の意識的合理的行動の結果と認識し、個々人の行動についての仮説から社会現象を説明しようとする。方法論的個人主義の簡潔な説明については、横山(1995: 3-18)を参照にされたい。
- 2) この点については、伊藤・小佐野(2003: 3-4)を参照されたい。
- 3) レントシーキング (rent-seeking) の理論については多くの文献があるが、主要なものを列挙すれば次の通りである。

Robert D. Tollison and Roger D. Congleton (ed.), (1995), (ロバート・トリソン、ロジャー・コングレトン編, 加藤寛監訳 (2002年))。David C. Colander (ed.) (ロバート・トリソン、ロジャー・コングレトン (編), 加藤寛訳 (2002年)『レントシーキングの経済理論』勁草書房) (1984年) など。ただし、加藤寛監訳 (2002年) の邦文はきわめて拙い訳であり残念である。

- 4) たとえば、Charles Wolf, Jr. (1994年) を参照されたい。
- 5) Charles Wolf, Jr (1994年) の第4章 (pp. 59-102) によっている。
- 6) 横山彰 (1995年) の p. 4において「政治の失敗」という言葉が使われている。

- 7) この説明は、横山彰（1995年）の p. 3での叙述に多くを負っている。
伝統的政治学では、政治過程で市民・政治家・官僚は公益を追及しいかに行動すべきかをもつぱら究明してきた。公共選択論では、この公益の概念の定義自体が方法論的個人主義によって行われる必要がある。たとえば、小林良彰（2002年）は、ロールズの公正の概念を足場に、方法論的個人主義によって公正の概念を論じている。（小林良彰（2002年）、第2章）。
- 8) 横山彰（1995年）の p. 4を参照されたい。
- 9) Jean-Jacques Laffont（2000）を参照されたい。
- 10) 大瀧雅之（1997年）、p. 79からの抜すい
- 11) Blanchard and Summers（1986）、Layard, Nickel and Jackman（1991）などを参照されたい。
- 12) ここでの説明は大瀧雅之（1997年）の pp. 77-79に依拠している。
- 13) 大瀧雅之（1997年）の第3章、第4章を参照されたい。
- 14) Benassi, C., Chirco, A. and Colombo, C.（1995）、p. 391を参照。
- 15) Krugman, P.（1989）などを参照されたい。
- 16) 伊藤秀史・小佐野広（2003年）、p. 3.
- 17) Lafont, J-J. and Martimort（2002）の第1章では、しかし、経済思想史のなかでインセンティブがどう扱われているか、アダム スミスからハービッツまでに亘って展望されている。
- 18) 伊藤秀史・小佐野広（2003年）、p. 4を参照。なお本書の序章の「インセンティブ設計の経済学」にはこの分野の研究についての有用な展望がある。山口利夫（2004年）も邦文でのコンパクトな展望書である。伊藤秀史（2003年）および Laffont and Martimort（2002）は、それぞれ契約の理論、インセンティブの理論についての本格的理論書である。
- 19) たとえば、Marschak and Radner（1972）などを参照されたい。少し古い文献ではあるが。
- 20) Arrow, K.（1963）を参照されたい。
- 21) Williamson, O.（1975）を参照されたい。

参考文献

- 横山彰（1995年）『財政の公共選択論分析』東洋経済新報社。
- 伊藤秀史・小佐野広（編著）（2003年）『インセンティブ設計の経済学—契約理論の応用分析—』勁草書房。
- Robert D, Tollison and Roger D., Congleton（編）（1995）*The Economic Analysis of Rent Seeking*. Edward Elgar（ロバート・トリソン、ロジャー・コングレトン（編）、加藤寛監訳『レントシーキングの経済理論』（勁草書房、2002年））
- David Colander（ed）（1984）, *Neoclassical Political Economy: Analysis of Rent-Seeking and DUP Activities*, Ballinger.
- Charles Wolf, Jr.（1994）*Markets or Governments: Choosing between Imperfect Alternatives*, The MIT Press.
- 小林良彰（著）（2002年）『公共選択』、東京大学出版会。
- Jean-Jacques Laffont（2000）*Incentives and Political Economy*, Oxford University Press.
- 大瀧雅之（著）（1997年）『景気循環の理論—現代日本経済の構造—』東京大学出版会。
- Corrado Benassi, Alessandra Chirco and Caterina Colombo（1995）*The New Keynesian Economics*, Blackwell.
- Blanchard, O.J. and Summers, L.H.（1986）“Hysteresis and the European unemployment

- problem,” in S. Fischer (ed.) *NBER Macroeconomics Annual*, MIT Press.
- Layard, R., Nickell, S., and Jackman, R. (1991) *Unemployment. Macroeconomic Performance and the Labor Market*, Oxford University Press.
- Benassi, Corrado, Chirco, A., and Colombo, Caterina, (1995) *The New Keynesian Economics*, Blackwell.
- Krugman, P., (1989) *Exchange: Rate Instability*, MIT Press.
- Bernard Salanie (2002) *The Economics of Contracts*, A Primer, The MIT Press.
- Jean-Jacques Laffont and David Martimort (2002) *The Theory of Incentives: The Principal-Agent Model*, Princeton University Press.
- 伊藤秀史 (2003年) 『契約の経済理論』、有斐閣。
- 山口利夫 (2004年) 『インセンティブの経済理論—情報、資源配分、契約—』三菱経済研究所。
- Marchak, J., and R. Radner (1972) *Economic Theory of Teams*, Yale University Press.
- Arrow, K. (1963) “Research in Management Controls: A Critical Synthesis,” in *Management Controls: New Directions in Basic Research*, eds. C. Bonini, R. Jaediche, and H. Wagner, McGraw-Hill.
- Williamson, O. (1975) *Markets and Hierarchies*, The Free Press.

キーワード：公共選択論 履歴現象 インセンティブ設計

(IMAOKA Hideki)